



平成 21 年 6 月 30 日

各 位

本社所在地 東京都文京区小石川一丁目 3 番 25 号
小石川大国ビル
上場会社名 メビックス株式会社
(コード番号: 3780 東証マザーズ)
代表者 代表取締役社長 小野 起代己
問合せ先 取締役コーポレートグループ長 岡 昭宏
電話番号 03 5842 3600

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 6 月 30 日開催の当社取締役会において、定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式（下記「1.2.(1)変更の理由」において定義します。）の取得について、平成 21 年 7 月 29 日開催予定の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）及び普通株主様による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本定時株主総会及び本種類株主総会において、定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得の議案が承認可決された場合には、当社普通株式は、株式会社東京証券取引所マザーズ市場（以下「東証マザーズ」といいます。）の定める上場廃止基準に抵触することとなりますので、当社普通株式は、平成 21 年 7 月 30 日から平成 21 年 8 月 25 日までの間、整理銘柄に指定された後、平成 21 年 8 月 26 日をもって上場廃止となる予定です。なお、上場廃止後は、当社普通株式を東証マザーズにおいて取引することはできません。

記

1. 定款の一部変更について

1. 株券電子化に伴う定款一部変更の件（定款一部変更の件（A））

（1）変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。）が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、当社定款規定について、以下のとおり変更を行うものであります。

決済合理化法附則第6条第1項の定めにより、当社は決済合理化法の施行日（平成21年1月5日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社定款第7条（株券の発行）を削除し、併せて株券に関する文言の削除を行うものであります。

決済合理化法附則第2条の定めにより、「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主及び実質株主名簿に関する文言の削除を行うものであります。

株券喪失登録簿は、決済合理化法の施行日（平成21年1月5日）の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。

(2) 変更の内容

現行定款の一部を次の変更案のとおり改めるものであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行当社定款	変更案
<p>(株券の発行) 第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得) 第8条 (条文記載省略)</p> <p>(株主名簿管理人) 第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程) 第10条 <u>当社の発行する株券の種類ならびに株式、新株予約権、株券喪失登録及び株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>の権利行使に関する取扱いならびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第11条～第44条 (条文記載省略)</p> <p>(新設) (新設) (新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(自己の株式の取得) 第7条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人) 第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程) 第9条 株式、新株予約権および株主の権利行使に関する取扱いならびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第10条～第43条 (現行どおり)</p> <p>附則 第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u> 第2条 <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除するものとする。</u></p>

2. 種類株式発行に係る定款一部変更の件(定款一部変更の件(B))

(1) 変更の理由

平成21年4月15日付当社プレスリリース「親会社、主要株主および主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」にてご報告申し上げましたとおり、ソネット・エムスリー株式会社(以下「ソネット・エムスリー」といいます。)は平成21年3月3日から平成21年4月14日までの期間、当社株式等に対し公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を行い、平成21年4月21日

(決済開始日)をもって、当社の発行済普通株式(以下「当社普通株式」といいます。)34,538株(発行済株式総数に対する割合84.01%)を取得しました。その結果、ソネット・エムスリーは、当社普通株式35,300株(株式等所有割合85.86%)を保有するに至っています。

ソネット・エムスリーは、平成21年3月2日付同社プレスリリース「メビックス株式会社に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」において公表していますとおり、当社とソネット・エムスリーとの事業上のシナジー効果を最大化するには当社をソネット・エムスリーの100%子会社とすることが望ましいと考え、当社を連結子会社とすることを目的として本公開買付けを実施しました。また、平成21年4月15日付同社プレスリリース「メビックス株式会社株式に対する公開買付けの結果及び子会社の異動並びにメビックス株式会社の完全子会社化の方針決定に関するお知らせ」において公表していますとおり、ソネット・エムスリーは、本公開買付けの結果を受けて、当社をソネット・エムスリーの完全子会社とする方針を同日開催の同社取締役会において決議いたしました。

当社といたしましても、平成21年3月2日付当社プレスリリース「ソネット・エムスリー株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」にてお伝えいたしましたとおり、日本でのEBM(Evidence-Based Medicine:科学的根拠に基づく医療)推進になお一層貢献することの重要性を再確認するとともに、今後成長が期待される製薬企業主導の疫学調査や製造販売後調査市場への本格事業展開を行い、当業界の中で競争を勝ち抜くためには、グループとして一体となり、双方のリソースやノウハウを最大限活用することが最良の選択肢であるとの結論に至り、エビデンス構築とその普及を支援する国内の中心的な企業グループを形成するためには、本公開買付けの実施によるソネット・エムスリーによる当社の連結子会社化が必要不可欠であると判断し、本公開買付けに賛同の意を表明いたしました。

また、平成21年4月15日付当社プレスリリース「ソネット・エムスリー株式会社の完全子会社となるための手続き実施の方針決定及び当社普通株主による種類株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」にてお伝えしておりますとおり、当社はソネット・エムスリーより、当社の完全子会社化に向けた一連の手続きを実行するよう要請を受けました。

当社は、本公開買付けの結果を踏まえ、ソネット・エムスリーと協議の上、ソネット・エムスリーが当社の発行済株式の全てを取得する手続きを実施して当社をソネット・エムスリーの100%子会社とすること(以下「本完全子会社化」といいます。)を決定致しました。具体的には、以下の

乃至の事項を本定時株主総会の付議議案とし、以下のを本種類株主総会の付議議案とすることを、本日開催の当社取締役会において決議いたしました(以下の乃至を総称して「本定款一部変更等」といいます。)

定款一部変更の件(A)に係る変更後の当社定款の一部を改めて変更し、A種種類株式(以下「当社A種種類株式」といいます。)を発行する旨の定めを新設します。

上記による変更後の当社定款の一部を変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得する全部取得条項(以下「全部取得条項」といいます。)を付す旨の定めを新設します(全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。)。全部取得条項付普通株式の内容としては、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、当社A種種類株式6,650分の1株を交付する旨の定めを設けるものとします。

会社法第171条並びに上記及びによる変更後の定款に基づき、当社は、株主総会の決議によって、株主様から当社の全部取得条項付普通株式全てを取得し、各株主様に対して、取得対価として全部取得条項付普通株式1株と引換えに当社A種種類株式6,650分の1株を交付します。これにより、ソネット・エムスリー以外の各株主様に対して交付される当社A種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

定款一部変更の件(B)は、本定款一部変更等のうちを実施するものであります。上記は、会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから(会社法第171条第1項、第108条第1項第7号)当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、種類株式を発行する旨の定めを新設するものであります。かかる種類株式としては、後述2.の追加定款変更案第6条の2記載の内容の当社A種種類株式を設けることとしております。

上記により当社が株主総会の決議によって、全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合（すなわち、本定款一部変更等の全てを実施した場合）ソネット・エムスリー以外の各株主様に対して取得対価として交付される当社A種種類株式は、本完全子会社化が実現されるよう、上記のとおり1株未満の端数となる予定です。株主様に対する当社A種種類株式の交付の結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数（ただし、会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する株式は、会社法第234条の定めに従ってこれを売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて株主様に交付します。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社A種種類株式をソネット・エムスリーに対して売却することを予定しております。この場合の当社A種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、各株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に70,000円（本公開買付けにおける当社普通株式の買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を各株主様に対して交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合があります。

定款一部変更の件（B）は、本定款一部変更等のとして、当社が種類株式発行会社となるとともに、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価を定めるため、当社A種種類株式についての規定を設けるほか、所要の変更を行うものであります。

（2）変更の内容

変更の内容は、次のとおりであり、定款一部変更の件（A）に係る変更後の定款の規定を追加変更するものであります。なお、定款一部変更（B）に係る定款変更は、定款一部変更の件（B）が本定時株主総会で承認可決された時点で効力を生ずるものとします。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

定款一部変更の件（A）に係る変更後の定款	追加変更案
<p>（発行可能株式総数）</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>124,800株とする。</u></p> <p>（新設）</p>	<p>（発行可能株式総数）</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>124,800株とし、このうち普通株式の発行可能種類株式総数は、124,700株、A種種類株式の発行可能種類株式総数は、100株とする。</u></p> <p>（A種種類株式）</p> <p>第6条の2 当社は、<u>残余財産を分配するときは、A種種類株式を有する株主（以下「A種株主」という。）またはA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき1円（以下「A種残余財産分配額」という。）を支払う。A種株主またはA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額の金額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、A種株主またはA種登録株式質権者は、A種種類株式1株当たり、普通株式1株当たりの</u></p>

(新設)	<p><u>残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p> <p>(種類株主総会)</p> <p><u>第15条の2 第12条、第13条、第15条および第16条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</u></p> <p><u>2 第14条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p><u>3 第14条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>
------	---

3. 全部取得条項に係る定款一部変更の件(定款一部変更の件(C))

(1) 変更の理由

定款一部変更の件(B)でご説明申し上げましたとおり、本完全子会社化のために、本定款一部変更等のうちとして、定款一部変更の件(B)に係る変更後の定款の一部を変更し、当社普通株式に、全部取得条項を付す旨の定めを新設するものであります。定款一部変更の件(C)に係る定款変更の効力発生により、当社普通株式は全て全部取得条項付普通株式となります。

また、定款一部変更の件(C)が本定時株主総会及び本種類株主総会で承認された後、下記II.記載の全部取得条項付普通株式の取得の決定の件が本定時株主総会で承認可決されることにより、当社は株主様から全部取得条項付普通株式を取得しますが(本定款一部変更等の)当該取得と引換えに当社が株主様に交付する取得対価は、定款一部変更の件(B)により設けられる当社A種種類株式とし、当社が全部取得条項付普通株式1株につき株主様に交付する当社A種種類株式の数は、ソネット・エムスリー以外の各株主様に対して当社が交付する当社A種種類株式の数が1株未満の端数となるように、6,650分の1株としております。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。定款一部変更の件(A)および定款一部変更の件(B)に係る変更後の定款の規定を追加変更するものであります。

なお、定款一部変更の件(C)に係る定款変更の効力発生は、定款一部変更の件(B)の効力が生ずること、及び、本定時株主総会に加え本種類株主総会において定款一部変更の件(C)の追加変更案と同内容の議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。また、定款一部変更の件(C)に係る定款変更の効力発生日は、平成21年9月1日といたします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

定款一部変更の件(A)および定款一部変更の件(B)に係る変更後の定款	追加変更案
(新設)	<p>(全部取得条項)</p> <p><u>第6条の3 当社が発行する普通株式は、当社が株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当社が普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につきA種種類株式を6,650分の1株の割合をもって交付する。</u></p>

II. 全部取得条項付普通株式の取得決定について

1. 全部取得条項付普通株式の取得を必要とする理由

上記「I. 2.(1) 変更の理由」においてご説明申し上げましたとおり、本定款一部変更等のうちとして、会社法第 171 条並びに定款一部変更の件(B)及び定款一部変更の件(C)に係る変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、当社が株主様から全部取得条項付普通株式を取得し、当該取得と引換えに以下に定めるとおり、株主様に対し取得対価として、定款一部変更の件(B)による変更後の定款により設けられる当社A種種類株式を交付するものであります。

全部取得条項付普通株式の取得の決定の件が承認された場合、全部取得条項付普通株式 1 株につき交付される当社A種種類株式の数は、定款一部変更の件(C)に係る変更後の定款の規定に基づき、6,650 分の 1 株となります。この結果、ソネット・エムスリー以外の各株主様に対して取得対価として交付される当社A種種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。このように割り当てられる当社A種種類株式の数が 1 株未満の端数となる株主様に関しましては、会社法第 234 条の定めに従って以下のとおりの 1 株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることとなります。

当社は、全部取得条項付普通株式の取得の決定の件が承認された場合に、株主様に割り当てられることとなる 1 株未満の端数の合計数(会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の当社A種種類株式について、会社法第 234 条第 2 項に基づく裁判所の許可を得た上で、ソネット・エムスリーに売却することを予定しております。この場合の当社A種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、各株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に 70,000 円(本公開買付けにおける当社普通株式の買付価格)を乗じた金額に相当する金銭を各株主様に対して交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合があります。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項
会社法第 171 条並びに定款一部変更の件(B)及び定款一部変更の件(C)に係る変更後の定款の規定に基づき、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに、取得日(下記(2)において定めます。)において、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載または記録された全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式 1 株につき、当社A種種類株式を 6,650 分の 1 株の割合をもって交付します。

(2) 取得日

平成 21 年 9 月 1 日

(3) その他

全部取得条項付普通株式の取得は、定款一部変更の件(C)に定める定款変更の効力が生ずることを条件として、効力が生ずるものとします。なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

3. 上場廃止について

定款一部変更の件(B)及び(C)並びに全部取得条項付普通株式の取得の決定の件が本定時株主総会及び本種類株主総会で承認可決された場合には、当社普通株式は、東証マザーズの定める上場廃止基準に抵触することとなりますので、平成 21 年 8 月 26 日をもって上場廃止となる予定です。

4. その他

(1) 当社は、本定款一部変更等を検討するにあたり、会社法を含む法令上の問題につき外部の弁護士から意見を徴し、その内容を参考にいたしております。

(2) 当社には、当社普通株式を目的とする未行使の新株予約権(以下「残存新株予約権」といいます。)が残存しており、その目的となる当社普通株式の数は 1,230 株(平成 21 年 6 月 30 日現在)であります。残存新株予約権につきましては、権利者からその権利を放棄する旨の合意を得て消却する等の方法により、全部取得条項付普通株式の全部取得の効力発生日までに消滅させる予定です(新株予約権者からは権利の消滅につき合意を取得済です)。

III. 本定款一部変更等の日程の概要

上記定款変更等の概略は以下のとおりです。

普通株主様による種類株主総会基準日公告	平成 21 年 4 月 15 日
定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会基準日	平成 21 年 4 月 30 日
定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会招集に関する取締役会決議	平成 21 年 6 月 30 日
定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会開催	平成 21 年 7 月 29 日 (予定)
株券電子化に伴う定款一部変更の件 (定款一部変更の件 (A)) の効力発生日	平成 21 年 7 月 29 日 (予定)
種類株式発行に係る定款一部変更の件 (定款一部変更の件 (B)) の効力発生日	平成 21 年 7 月 29 日 (予定)
整理銘柄への指定	平成 21 年 7 月 30 日 (予定)
当社普通株式の売買最終日	平成 21 年 8 月 25 日 (予定)
当社普通株式の上場廃止日	平成 21 年 8 月 26 日 (予定)
全部取得条項付普通株式の全部取得及び当社 A 種種類株式交付の基準日	平成 21 年 8 月 31 日 (予定)
全部取得条項に係る定款一部変更の件 (定款一部変更の件 (C)) の効力発生日	平成 21 年 9 月 1 日 (予定)
全部取得条項付普通株式全部の取得及び当社 A 種種類株式交付の効力発生日	平成 21 年 9 月 1 日 (予定)

以 上